

# 新型コロナウイルス 対応ガイドライン

## ○旅行実施判断（企画旅行）

- ・感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、  
または困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施を中止する。
- ・旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行を中止し出発地に引き返す。

## ○旅行参加者の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理

- ・事前に体調不良者の定義を決めておき、出発前に旅行参加者の体調確認（体温、体調チェック）を行い、該当する場合には、旅行参加を見合わせていただくよう助言する。
- ・旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。
- ・旅行参加者が旅行帰着後7日以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡いただくよう依頼する。
- ・旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の緊急連絡先情報（すぐにつながる携帯電話番号等）を旅行後2週間保存する。

## ○旅行実施に関する助言（手配旅行）

- ・感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、  
または困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう旅行者（団体責任者）に助言する。
- ・旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。